

裁断機（フォームバースターなど）の
賃 貸 借 契 約 書（案）

賃貸借契約書（案）

明石市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙所有の裁断機等の賃貸借及び保守に関し、次のとおり契約を締結する。

（賃借物件）

第1条 乙は、甲に対し次のの裁断機等（以下「賃借物件」という。）の賃貸及び保守を行い、甲はこれを賃借するものとする。

賃借物件：連続帳票裁断機	2台
インタースタッカー	1台

（賃貸借物件の設置完了期日及び設置場所）

第2条 乙は令和5年7月31日までに甲が賃貸借物件を使用できる状態に調整を完了し、甲の指定する設置場所に設置するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和5年6月17日から令和10年3月31日までとする。ただし、甲は、第9条及び第10条の規定を除き契約期間内の解約はできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず甲が前項の契約期間内に中途解約する場合は、56カ月の賃貸借料総額から、既に支払い済みの賃貸借料と中途解約日以降の物件の保守料を控除した残存賃貸借料相当額を乙に支払うものとする。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、令和5年8月1日から令和10年3月31日までとする。

（賃貸料）

第5条 賃借物件の賃貸料は、月額円（内、取引に係る消費税及び地方消費税円）とする。ただし、月の中途においてこの契約の全部若しくは一部を解約したとき、又は乙の責に帰する理由により甲が賃借物件を使用できなかったときは、当該月分賃貸料はその月の暦日数に基づき日割計算により算定した額とする

2 前項の取引に係る消費税及び地方消費税の額は、賃貸料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第6条 明石市契約規則第25条の規定により、契約金額の10分の1以上とする。

ただし、明石市契約規則第25条第1項各号に該当する場合は免除することがある。

（賃借物件の保守）

第7条 乙は、甲が賃借物件を常に良好な状態で使用できるよう、次に掲げる保守を行い、消耗品の補充・交換や機械部品の修理・交換などに係る一切の保守経費は、賃貸料に含む

ものとする。

ただし、甲の責めに帰すべき理由により修理又は調整の必要が生じたときの、それに要する費用は甲の負担とする。

(1) 定期保守予防保全のため、乙は、契約期間中に4回、次の甲の指定する日に保守点検を行なう。ただし、初年度に関しては協議の上甲が指定する日に保守点検を行う。

ア 4月

イ 7月

ウ 10月

エ 1月

(2) 緊急保守 定期保守とは別に、乙は、甲の要請によりその都度保守修理を行なう。

2 乙は、前項の保守を行なったときは、直ちに点検表を作成して甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

(賃貸料の支払)

第8条 乙は、甲に対し、当該月分の賃貸料を翌月初め、原則として10日迄に請求するものとする。

2 甲は、前項の賃貸料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から、30日以内に乙に対し賃貸料を支払うものとする。

(身分証明書の携帯及び秘密保持)

第9条 乙は、貸借物件の第6条の業務に従事するため第2条の設置場所に立ち入る場合、必ず身分証明書を携帯し甲にこれを提示しなければならない。

2 乙は、前項の業務の処理に際して知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(契約解除及び違約金)

第10条 甲は、文書による1カ月の予告をもって、この契約の全部又は一部につき解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合、この契約を解除できるものとする。

(1) 契約条項に違反したと認めたとき。

(2) 契約の履行について、乙に不正行為があったとき。

(3) 故意または過失により甲に重大な損害を与えたとき。

(4) 正当な理由なく、契約の履行を怠ったとき。

(5) 止むを得ない理由により、乙が契約の解除を申し出たとき。

3 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、甲は乙に対し、賃貸借料の減額、または1日につき賃貸借料の1000分の1の違約金の支払いを請求することができるものとする。

(予算の減額又は削除に係る契約の解除等)

第11条 本契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約の締結の

日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる予算が減額または削除された場合は契約を解除するものとする。

- 2 前項により甲が契約の解除をおこなった場合の損害賠償額については、第3条第2項を摘要するものとする。

(搬出費用)

第12条 甲が第9条第1項及び第2項によりこの契約を解除した場合、貸借物件の搬出費用は乙の負担とする。

- 2 契約満了により貸借物件を撤去する場合の搬出費用についても、乙の負担とする。

(損害賠償)

第13条 甲又は乙は、自己の責に帰する理由により相手方に損害を与えたときはその損害を賠償するものとし、その賠償の額は甲乙協議の上で決定する。

(協議)

第14条 本契約書に定めのない事項又は本契約書の条項について疑義が生じた場合は、明石市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 明石市中崎1丁目5番1号
明石市
代表者 明石市長 丸谷 聡子

乙